

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令第11条第1項第2 号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>既に調達をした物品等(以下この項において「既調達物品等」という。)又は既に契約を締結した特定役務(以下この項において「既契約特定役務」という。)につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき。</p>	<p>1 既調達物品等又は既契約特定役務の概要等</p> <p>(1) 調達の年月日 平成17年3月18日</p> <p>(2) 調達の相手方の住所及び氏名 愛知県小牧市大字東田中1200番地 MH I エアロエンジンサービス(株) 代表取締役 吉村 巖</p> <p>(3) 既調達物品等又は既契約特定役務の概要 岐阜県警察航空機(ベル式412EP型)のエンジンに不具合が生じており、非稼働状態となっていることから、早急にエンジンを修理する必要がある。また航空機から取り卸したエンジンを修理して再取り付けするには、航空法に依り装備品等基準適合証が必要とされている。</p> <p>2 既調達物品等の又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあること の説明</p> <p>岐阜県警察航空機(ベル式412EP型)に搭載されているエンジンは、海外のプラットアンドホイットニー社製であり、上記調達相手は国内においてプラットアンドホイットニー社から同エンジンの修理作業を承認され、装備品基準適合証を発行できる唯一の業者であるため、同契約を他の者とすることはできない。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。